

令和5年度 保育所等の入所に関する確認票(同意書)

※以下の各項目については、適切な保育所等への入所や運営を行なうための事項です。
 確認事項をよくお読みのうえ、必ず保護者本人がご署名ください。

確 認 事 項	
1	入所手続きに必要な書類は、締切日までに必ず提出してください。 書類の提出がない場合は、保育所等へ入所できない場合があります。
2	申込後または保育所等へ入所後、就労(退職・転職)や妊娠・出産など保育の必要性に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に市役所または保育所等へ「就労証明書」、「求職活動専念申立書」などの保育が必要な証明書を提出してください。 提出がない場合は、その時点で退所となります。
3	求職中の場合は、3ヶ月以内に就労しなければ3ヶ月後に退所 となります。就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。
4	保護者が育児休業を取得する場合、産休前から既に保育所等に入所している児童については、保護者の希望により、 育児休業開始月から最長1年の継続入所 を認めます。 また、育休開始時点で4歳児クラス以上の在園児は保護者の希望により育休終了まで入所を認めます。
5	保育所等を退所する場合は、原則として退所を希望する日の2週間前までに「保育所退所届」を市役所へ提出してください。保育料は、月途中で退所の場合も、1ヶ月単位となっておりますので日割計算されません。(※認定こども園を除く) やむをえず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合も、日割計算されません。
6	市外へ転出される場合は、その月までの入所 となります。転出が決まりましたら、すぐに市役所子育て支援課に連絡をお願いします。引き続き玉名市内の保育所等へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きをするとそのまま継続して保育所等に入所できる場合があります(※広域入所要件を満たす場合に限り)。手続きには時間がかかりますので早めにご連絡ください。
7	保育所等入所決定後、保育料は納期限内にお支払いください。 なお、保育料未納が3ヶ月以上になった場合は、保護者の同意を必要とせず、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する「児童手当特別徴収」となります。(※認定こども園を除く)

玉名市福祉事務所長 様

保育所等の入所につきまして、上記事項について同意します。

なお、記載事項を守らない場合は、保育所等を退所となることに同意します。

(署名欄) 同意年月日 令和 年 月 日

住 所 玉名市 _____

入所(申込)児童名 _____ (H・R 年 月 日生)

入所(申込)児童名 _____ (H・R 年 月 日生)

入所(申込)児童名 _____ (H・R 年 月 日生)

保護者(父) _____ (母) _____

裏面につづく→

チェックシート

- 選考は、期限内に提出された書類によって審査します
なお、期限を過ぎてしまうと入所の優先順位が下がります
- 転園希望の場合は、元の園に戻るできない可能性があります
- 立地条件等を確認し、送迎は可能ですか
- 土曜保育を利用する場合、希望園が利用可能か確認しましたか
- 0歳児利用の場合、入所月齢は確認しましたか
- きょうだいがいる場合、申込書の提出は行っていますか（何らかの理由があり、理由書を提出されている方は不要です）
- 65歳未満の同居する祖父母が、求職活動の場合は優先順位が低くなります
- 育児休業の場合、入所月の整合性は取れていますか
※15日までの復帰・・・前の月から入所可
16日以降の復帰・・・その月から入所
- 求職活動で入所した場合は、原則3か月の入所になります
また、毎月活動報告書を提出していただく必要があります
- 市からの連絡はどなた宛に連絡するとよいですか （父 ・ 母 ・ どちらでもよい）
- 家庭の状況に変更があった場合は市役所までご連絡ください
〈例〉仕事を退職した、結婚・離婚をした等
- 書類の記入漏れはないですか
- 入所に必要な書類はそろっていますか（R5 玉名市認可保育所等入所案内 P2 参照）
- 申込書類受理後、記載内容、不足・不備書類がある場合は、担当からご連絡を差し上げる場合があります